明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十六年四月一日から六月三十日までとする。

平成二十六年九月二十二日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
代表取締役　池田　憲人

1　支援決定を行った件数
三十八件
2　買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
3　支援決定を撤回した件数
該当なし
4　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一　岩手県沿岸部の卸売業者（津波により倉庫が全壊）
二　栃木県の水産養殖業者（震災により事業設備が損壊）
三　宮城県沿岸部の運送業者（津波により車両が流出）
四　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が流出）
五　福島県中通りの小売業者（震災により一部店舗が半壊）
六　宮城県沿岸部の美容業者（津波により店舗が全壊）
七　岩手県沿岸部の縫製業者（津波により工場、倉庫が全壊）
八　岩手県内陸部の小売業者（津波により設備が損壊）
九　宮城県沿岸部の美容業者（津波により設備が流出）
十　宮城県沿岸部の教育・学習支援業者（震災により建物が損壊）
十一　岩手県沿岸部の卸売業者（津波により在庫が流出）
十二　岩手県沿岸部の食品製造業者（震災による物流網の停止と原発事故の風評被害により売上が減少）
十三　青森県沿岸部の不動産賃貸業者（震災により建物が損壊）
十四　茨城県の小売業者（震災により建物が損壊）
十五　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場が流出）
十六　宮城県沿岸部の運輸業者（津波により保有車両が損壊）
十七　青森県沿岸部の運送業者（津波により事務所が浸水）
十八　青森県沿岸部の小売業者（震災後の物流機能停止により売上が減少）
十九　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場が全壊）
二十　宮城県沿岸部の美容業者（震災により建物設備が損壊）
二十一　青森県沿岸部の水産加工業者（津波により車両、事業設備が流出）
二十二　宮城県内陸部の宿泊業（震災により建物設備が損壊）
二十三　岩手県内陸部の小売業者（震災により店舗が損壊）
二十四　福島県会津地方の製造業者（原発事故の風評被害により売上が減少）
二十五　岩手県沿岸部の小売業者（津波により建物、設備が損壊）
二十六　宮城県沿岸部の小売業者（津波により本社、倉庫等が流出）
二十七　青森県沿岸部の建築業者（津波により資材、車両等が流出）
二十八　宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が流出）
二十九　茨城県の製造業者（震災により本社、機械設備が毀損）
三十　宮城県内陸部の教育、学習支援業者（震災により建物設備が損壊）
三十一　茨城県の飲食業者（液状化被害により、数カ月の休業を余儀なくされた）
三十二　岩手県沿岸部の小売業者（津波により店舗が全壊）
三十三　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所、倉庫等が流出）
三十四　宮城県沿岸部の小売業者（震災により本社建物が全壊）
三十五　宮城県沿岸部の縫製業者（震災による電気、通信の不通により収益機会を逸失）
三十六　宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場、在庫等が流出）
三十七　青森県沿岸部の建設業者（津波により車両が流出）
三十八　福島県中通りの製造業者（震災により建物が損壊）
三十九　宮城県沿岸部の水産養殖業者（原発事故の影響により工場閉鎖を余儀なくされた）
四十　宮城県沿岸部の飲食業者（震災により店舗が損壊）
四十一　岩手県沿岸部の印刷業者（津波により工場兼事務所が全壊）
四十二　宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により建物が浸水）
四十三　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場設備が流出）
四十四　宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場が半壊）
四十五　福島県浜通りの水産加工業者（津波により加工場、事務所が流出）
四十六　宮城県沿岸部の生活関連サービス業者（震災により興業の停止を余儀なくされた）
四十七　福島県浜通りの小売業者（震災により建物が損壊）
四十八　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により商品在庫、原材料が流出）
四十九　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
五十　宮城県沿岸部のサービス業者（震災による契約打切り等に伴い売上が減少）
五十一　宮城県沿岸部の小売業者（震災により店舗、事務所等が半壊）
五十二　宮城県沿岸部の小売業者（震災の影響で取引先を失ったことにより売上が減少）
五十三　宮城県内陸部のサービス業者（震災により機械設備が損壊）
五十四　宮城県沿岸部の建設業者（津波により設備、倉庫が流出）
五十五　宮城県沿岸部の印刷業者（津波により本店が浸水）
五十六　宮城県沿岸部の製造業者（震災により複数の得意先が閉店し売上が減少）
五十七　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により商品在庫が流出）
五十八　岩手県沿岸部の製造業者（震災により展示会等が中止となり売上が減少）
五十九　青森県沿岸部の水産加工業者（津波により在庫、漁船が流出）
六十　岩手県沿岸部の製造業者（津波により設備が浸水し一時休業を余儀なくされた）
六十一　買取りに係る債権の元本総額
九十一億三千百四十二万千円
5　出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、現物出資された債権の元本総額）
該当なし
6　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除を行った件数
四十九件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
百七億六百六十五万円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
五十二億九千九百八十六万八千円
7　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）